

仕 様 書

1 役務の名称

苗穂出張所樹木剪定業務

2 履行期間

契約日から令和5年9月29日まで

ただし、令和5年8月1日から8月10日まで、9月1日から9月10日の間は作業不可とする。

3 履行場所

東消防署苗穂出張所（札幌市東区北8条東11丁目）

4 業務内容

履行場所の敷地内にある次の樹木の剪定と剪定した枝葉等の運搬・処分

敷地東側	ニオイヒバ（9本）
敷地南東側	ナナカマド（4本）、エゾヤマサクラ（3本）

剪定にあたっては、以下注意点のほか、別添「街路樹剪定技術指針」に基づくものとし、業務期間中に委託者と協議のうえ、各立木の状況及び周囲の状況を把握し、詳細を打合せのうえ実施すること。

(1) 剪定方法の注意点

ア 以下に示す剪定すべき枝がある場合、委託者と対応を協議すること。

(ア) 庁舎敷地外へ越境している枝（支障枝）

(イ) 枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝（危険枝）

(ウ) 架線に接近している枝や、照明灯等を隠す枝（その他支障枝）

(エ) 病害虫に侵され、治療や駆除ができない枝（病害虫枝）

イ 各立木の樹形全体のバランスに配慮し、かつ翌年度以降の立木管理が容易になるよう、枝おろし、枝透かし（枝抜き）を行うこと。また、一定の樹形を維持する場合には小透かしなど細かい技術をもった剪定を行うこと。

ウ 腐れや不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は行わないこと。

エ 下枝の枯死を防ぐよう、上方を強く下方を弱く剪定すること。また、全体として立木を枯死させぬよう細心の注意を払うこと。

オ 太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所の数十センチ上よりあらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ切り返しを行い切除すること。

カ 剪定は強剪定とし、切詰め、枝透かし（枝抜き）により全体の枝葉量を減少させるほか、樹高も現在より低くすること。

キ 切口には防腐剤等の処置を行うが、小枝の切口には処置は行わなくて良いものとする。

(2) 安全管理の留意点

ア 道路を使用し、交通規制が必要な場合は、必要な届出等資料を関係機関に提出し、適切に作業すること。

イ 必要に応じて交通誘導警備員等を適切に配置すること。

ウ 周辺住民等に危険が及ぶことがないように、細心の注意を払い作業を行うこと。

エ 作業中に施設等に損傷を与えた場合は、委託者と協議のうえ、受託者の負担により損害の復旧や賠償を行うこと。

5 提出書類

受託者は、本業務を完了した場合は、遅滞なく、業務完了届に施行前後の写真を添付して、委託者に提出すること。

6 支払要件

本業務の支払いは、完了届を提出した後、当該完了届に基づく役務履行検査に合格した場合に支払う。

7 その他

(1) 本業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法等の諸法令について、受託者の負担と責任において順守すること。

(2) 業務終了後、立木が枯死した場合は、受託者の負担により植替え等の措置を行い損害の復旧を行うこと。

(3) 本仕様書に疑義が生じた場合及びその他の業務上必要な事項が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、これを決定するものとする。

8 発注担当

消防局総務部施設管理課施設係

札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎3階

TEL 011-215-2030 FAX 011-271-0814

shisetsu.shobo@city.sapporo.jp